

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成27年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成27年9月16日（水） 午後1時25分 から 午後3時10分 まで
開 催 場 所	301会議室（市役所3階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、濱浦 雪代、吉野 満江 保険医代表 三條 治、北條 泰輔 公益代表 川島 哲男、宮崎 文永、靱山 敏夫、沖野 清子 欠席者：保険医代表 指田 登生、千竈 学 被用者保険代表 瀧沢 政視 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国保税グループ、国保給付グループ）、保険年金課主事（国保給付グループ）
報 告 事 項	委員の辞職及び就任について
議 題	(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア 会長選挙について イ 会長代理選挙について (2) 諮問事項の検討について 「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」 ア 武蔵村山市における国民健康保険の現状について イ 今後の方向性について (3) その他
配 布 資 料	・ 諮問書の写し ・ 資料1-1 国民健康保険運営協議会における関係法令の抜粋 ・ 資料1-2 国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料2-1 武蔵村山市における国民健康保険の現状について ・ 資料2-2 補足資料
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)：会長「公益代表 宮崎委員」に決定した。 議題(2)：現状の説明を踏まえ、歳入の確保に関する方策及び歳出の抑制に関する方策について、次回以降事務局案を提示し具体的な審議をすることとする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	（市民部長）～挨拶～ ※前会長が8月5日で辞職されたため、後程会長を選出するまでの間、会長代理である川島委員に議長をお願いする。 報告事項（1）委員の辞職及び就任について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 公益代表委員であった、竹原キヨミ委員、波多野健委員、栗原高明委員の辞職に伴い、新たに靱山敏夫委員、沖野清子委員、宮崎文永委員を公益代表委員として委嘱した。任期は前任者の残任期間である本年10月31日までである。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑なし。 議題（1）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア「会長選挙について」

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

国民健康保険運営協議会の設置は、国民健康保険法第11条第1項で規定されており、ただ今、議題となっている会長の選挙については、国民健康保険法施行規則第5条で規定されている。

協議会には、会長と、会長に事故がある時に会長の職務を代行する会長代理が置かれ、いずれも、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されることになっている。

選挙の方法については、投票による方法や指名推薦による方法などが考えられるが、特に選挙方法に関し、この方法でなければならないといった規定はない。

過去の会長選挙の方法については、会長及び会長代理は、公益代表の委員の中から選任することとなっていることから、公益代表の4人の委員で協議し、その結果をもって指名推薦の上、委員全員の意見を聞き、会長、会長代理を決定する方法がとられている。

全委員で選挙の方法について協議してから、会長の選任をお願いしたい。

【質疑・意見等】

(委員)

質疑等なし。

(会長代理)

質疑なしと認める。選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。指名の方法については公益代表委員全員で協議し、その中の代表者から指名することにする。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者から指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いする。

〈休憩〉

※休憩中、別室にて協議を実施した。

(会長代理)

休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、靱山委員に会長候補の指名を求める。

(靱山委員)

宮崎委員を指名する。

(会長代理)

初山委員が指名したとおり、宮崎委員を会長の当選人としたい。これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認める。よって、宮崎委員が会長に当選された。これをもって、会長と交代する。

(会長)

本協議会の会長に就任することになった。本協議会と国民健康保険事業の円滑な運営に精一杯努めるので、よろしくお願ひしたい。

イ「会長代理選挙について」

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

会長に宮崎委員が決定し、会長代理については引き続き川島委員となるため選挙の必要はない。

(会長)

これに異議があるか。

【質疑・意見等】

(委員)

異議なし。

議題（２）諮問事項の検討について

ア「武蔵村山市における国民健康保険の現状について」

(会長)

次に、議題（２）「武蔵村山市における国民健康保険の現状について」であるが、事務局から説明をお願いする。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

● 基本的事項における現状

後期高齢者医療制度発足後の平成20年度と最新の平成26年度を比較し、決算状況の推移、被保険者数等の推移、医療費の推移、収納率の推移、一般会計からの繰入金の推移及びその他（低所得者対策及び国保税の改定年度における比較）の各項目の数値について説明を行った。

● 他自治体との比較

平成26年度の決算における多摩地区26市との比較結果について説明を行った。

● 本市における医療費抑制策

保険者として医療費抑制のための施策として実施している特定健康診査の実施状況、ジェネリック医薬品の利用促進通知の送付及びデータヘルス計画の策定状況についての説明を行った。

● 国民健康保険制度を取り巻く現状

5月29日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民

健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から財政運営の責任主体が東京都となる制度改革について説明を行った。

医療費が高い、所得が少ないことが顕著に表れている。歳入歳出の両面について考えていかなければならないと事務局としては考えている。

【質疑・意見等】

(委員)

医療費抑制策について、資料にあるもの以外に考えているものはあるのか。

(保険年金課長)

データヘルス計画の策定により得られた結果から、例えば生活習慣病の予防や、重複受診等の保健指導を行っていきたくと考えている。また、将来的な医療費の削減を図っていくために、人間ドック等新たな保健事業も行っていきたいと考えている。

(委員)

資料2-1の他市との比較の中で、武蔵村山市の一人当たりの医療費が上位であるが、その理由は何か。

(保険年金課長)

理由については現状では把握できていない。国保データベースシステムを導入しているので、今後は他市との比較・分析を行っていききたい。

また、データヘルス計画策定時にレセプトや特定健診のデータ分析を行うこととなっているので、その時に調査したい。データヘルス計画については、各委員に提示する予定である。

(委員)

これ以上の収納率アップは厳しいと思われるが、何か他に収入を得る考えはあるのか。また、特定健診の受診率等の他市との比較結果があれば示してほしい。特定健診の代わりに人間ドックを受診しているケースを把握できているのであれば、これも数値化してほしい。

(保険年金課長)

特定健診の他市との比較データは次回提示する。

人間ドックについては制度の調査を実施したので、他市の補助の状況については把握しているので、次回提示する。

収入については、できるだけ補助金をもらえる形で事業を進めていくことと、保険税の改定をするなどの方策があると考えている。

(委員)

データヘルス計画は、27年度中に確実に策定されるのか。また、他課と連携をして健康維持・増進に重きを置いた事業を展開していくことについてどう考えているか。

(保険年金課長)

データヘルス計画については確実に策定したい。現状でも健康推進課と連携し、特定健診事業を進めている。今後、他の事業についても連携しながら進めていきたいと考えている。

(委員)

どの薬局がジェネリック医薬品を扱っているのか把握しているのか。

(保険年金課長)

詳細を把握しているわけではないが、基本的には扱っていると考えている。このことについて、薬局に対して市から指導ということはできないが、薬剤師会、医師会に推進のお願いはしている。最終的にジェネリックを使うかどうかは本人が決めることとなる。

	<p>(委員) 人工透析に掛かる費用は所得に関わらず一律なのか。</p> <p>(保険年金課長) 特定疾病医療受給者証は、現在所得によって1万円と2万円で分かれている。残りの費用は保険者が支払いをしている。</p> <p>(委員) 30年度から財政主体が東京都となるが、保険料・税率の統一はできないのか。自治体によって金額が違うのは公平性に欠くと考える。また、調定額が26市中最低の原因はなにか。</p> <p>(保険年金課長) 統一保険料については国も自治体も行いたいと考えているが、徐々に平準化する方向で話し合われている。 調定額が最低の原因は、所得が低いことも一因であるが、税率の改定の違いによるものではないかと考えられる。当市は数年おきに税率改定を行っているが、他市の中には毎年改定を行い、税額を上げている市もある。平成30年度には東京都から国民健康保険事業納付金の額や標準保険料が示されることになるので、その時には改めて差を埋めるように考えていかなければならない。所得が低く、医療費が高いという現状から、保険者の努力だけでなく、被保険者の努力も必要となってくると考えられる。</p> <p>(会長) 他に質疑等あるか。 【質疑・意見等】</p> <p>(委員) 質疑なし。</p> <p>(会長) 次回以降、保険税の改定について、医療費の抑制策について等の事務局案を提示し、具体的に審議を進めていくこととする。これに異議があるか。 【質疑・意見等】</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 議題3「その他」について事務局から何かあるか。</p> <p>(保険年金課長) 特になし。</p> <p>(会長) 議題3「その他」について委員から何かあるか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) 議題については以上。次回は10月14日(水)午後1時30分から開始とする。場所は、追って開催通知で知らせる。 これにて、平成27年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()</p>	<p>傍聴者： <u> 0 </u> 人</p>
-------------------------	--	--------------------------------

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 □一部開示（根拠法令等：) □非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：134）
-------	-------------------